

昭和54年3月23日条例第24号

足立区社会教育委員条例を公布する。

足立区社会教育委員条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に足立区社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、昭和54年6月1日から施行する。

付 則 (平成26年10月27日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

足立区社会教育委員会議規則

資料 2-②

昭和 5 4 年 5 月 8 日教育委員会規則 8 号

(目的)

第 1 条 この規則は、足立区社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議長及び副議長)

第 2 条 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は 1 年とする。ただし、再選を妨げない。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第 3 条 会議は、議長が招集する。

(定足数及び決定)

第 4 条 会議は、委員の半数以上の出席をもつて開催する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の作成)

第 5 条 議長は、会議終了後速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(会議録の記載事項)

第 6 条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 議題
- (2) 議事の概要
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、足立区教育委員会事務局子ども家庭部青少年課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長に委任する。

付 則

この規則は、昭和 5 4 年 6 月 1 日より施行する。

付 則 (平成 1 2 年 3 月 1 5 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 1 7 年 3 月 1 0 日教委規則第 2 号抄)

(施行期日)

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 0 年 3 月 1 3 日教委規則第 4 号抄)

(施行期日)

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 3 年 3 月 3 1 日教委規則第 1 7 号抄)

(施行期日)

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日教委規則第 1 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。